13　第三項の規定に基づいて行う都道府県の寒冷補正に用いる寒冷補正係数は、当該都道府県の区域内の市町村の第十四条第一号の規定による地域区分につき附則別表第十二の十二(1)に定める率を当該区域内の第十四条第一号の規定による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

14　第三項の規定に基づいて行う市町村の寒冷補正に用いる寒冷補正係数は、当該市町村の第十四条第一号に定める地域区分につき附則別表第十二の十二(2)に定める率とする。

15　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により連乗又は加算した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋（密度補正Ⅱ係数－１）
市町村	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×（普通態容補正Ⅱ係数＋寒冷補正係数）＋（密度補正Ⅱ係数－１）

16　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

17　新市町村の段階補正、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅱ係数、普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数及び寒冷補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

18　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第十六項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十五項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の七　令和六年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1)　平成十七年度臨時財政対策債 (2)　平成十八年度臨時財政対策債 (3)　平成十九年度臨時財政対策債 (4)　平成二十年度臨時財政対策債 (5)　平成二十一年度臨時財政対策債 (6)　平成二十二年度臨時財政対策債 (7)　平成二十三年度臨時財政対策債 (8)　平成二十四年度臨時財政対策債	千円

［新設］